

今橋・田島・井原・品川四教授の退職にあたり

今橋盛勝教授が本年三月をもって退職されることになった。教授は、一九九九年四月より本学教授として六年間にわたり、社会学類、社会科学研究所および人文社会科学研究所において行政法・教育法の教育・研究指導に尽力された。また研究活動においては、後掲の略歴に示されているように、とりわけ教育法と関連した幾多の優れた著書・論文等の業績を発表できたことはいうまでもない。そのすべてが学界の共通財産として現在および将来の社会に影響を及ぼす価値ある業績である。長年にわたり学問の継承発展に尽くされてきた教授の教育・研究者としての真摯な態度に深く感銘を覚える。

田島裕教授は、昨年三月をもって退職された。教授は、一九九〇年より本学教授として一五年間にわたり、ビジネス科学研究科企業法学専攻において、英米法の教育・研究指導に尽力された。また研究活動においては、後掲の略歴に示されているように、英米法を中心とした多くの法領域に及ぶ幾多の著書・論文等の業績を発表してきた。その業績のすべてが、真の意味での国際化時代を迎えつつある今日においてますます輝きを増すものと思われる。さらに、教授は、わが国で初めての社会人大学院である企業法学専攻創設時のメンバーとして、長年にわたり高度専門職業人の養成に尽力してきたことは特筆に値するものである。

企業法学専攻において、井原宏教授（国際取引法）が昨年三月に退職されており、また品川芳宣教授（税法）が本年三月をもって退職されることになった。両教授ともに一九九五年に本学教授として赴任して以来、社会人の教育・研究指導に尽力され、幾多の著書・論文を発表され、学界および実務に対し多大な貢献を果たしている。なお、

両教授に関しては、ご希望により、通常の退職記念号の形式をとるものではない。

定年退職が誰にもめぐる別離の時であるとはいえ、各教授の存在が大きなものであっただけに、退職されることは、社会科学系教員一同、とりわけ社会科学専攻法律分野におよび企業法学専攻教員にとって誠に残念である。これまでの四教授のご努力とご高配に感謝申し上げますとともに、今後ともご友誼を賜りますようお願い申し上げます次第である。法律関係教員一同、四教授がいつまでもお元気でご活躍されますよう心から願っている。

法律関係教員を代表して

出口 正義